

# 街路樹等維持標準仕様書

(緑地清掃編)

平成 25 年 4 月

東京都建設局公園緑地部

## 目 次

第1章 総則 -----	3
第1節 一般事項 -----	3
第2節 着手 -----	5
第3節 施行管理 -----	5
第4節 完了 -----	7
第2章 清掃 -----	7
第1節 清掃 -----	7

## 第1章 総則

### 第1節 一般事項

#### 1-1-1 適用範囲及び一般事項

- (1)この街路樹等維持標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)は、東京都建設局が施行する街路樹、植樹帯、中央分離帯、交通島、環境施設帯、インターチェンジ等の植栽(以下「街路樹等」という。)の維持管理委託(以下「委託」という。)に適用する。
- (2)委託作業は、それぞれの種別に応じ、この標準仕様書に定める仕様に従い施行すること。
- (3)契約図書に添付されている特記仕様書及び図面に記載された事項は、この標準仕様書に優先する。
- (4)特記仕様書と図面との間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字とが相違する場合、受託者は、監督員に確認してから作業に入ること。
- (5)この「標準仕様書」に定める事項以外については、下記の最新基準を準用すること。
  - ・東京都建設局 「土木工事標準仕様書」
  - ・東京都建設局 「土木材料仕様書」
  - ・東京都建設局 「土木工事施工管理基準」
  - ・東京都建設局 「工事記録写真撮影基準」

#### 1-1-2 監督員の権限等

- (1)発注者が定める当該委託の監督員は次のとおりとする。
  - ア 総括監督員
  - イ 主任監督員
  - ウ 担当監督員
- (2)監督員が行う監督業務は、いずれの監督員も受託者に対して行うことができる。
- (3)受託者が行う監督員に対する契約上の権限の行使、又は義務の履行については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は主任監督員に対して行い、主任監督員が不在又は欠けた場合は、総括監督員に対して行うものとする。
- (4)監督員が行う受託者に対する監督業務は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭によることができる。この場合には後日、書面により監督員と受託者との両者が作業内容等を確認するものとする。

#### 1-1-3 設計図書の照査等

- (1)受託者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受託者に図面の原図を貸与する。
- (2)受託者は、施行前及び施行途中において、自らの負担により設計図書の照査を行い、誤びゅう又は不明確な表示等を発見した場合は、監督員に通知し、確認を求めること。
- (3)受託者は、監督員に条件変更等の確認を請求する場合は、あらかじめ関係資料を作成し、監督員に提出する。

#### 1-1-4 日雇労働者の雇用

- (1)受託者は、委託の施行に当たっては、公共事業への日雇労働者吸収要綱(昭和51年7月30日付け51労職労第221号)に基づき日雇労働者の雇用に努めること。なお、同要綱を適用した委託の完了時には、「公共事業遵守証明書」を提出すること。
- (2)受託者は、無技能者を必要とする場合は、公共職業安定所又は(財)城北労働・福祉センターの紹介する

日雇労働者を雇用すること。ただし、手持ち労働者数は差し引いた人員とする。

#### 1-1-5 費用負担

材料及び作業の検査、施行に伴う調査、官公署等への手続きに要する費用は、受託者の負担とする。

#### 1-1-6 法令等の遵守

受託者は、当該委託に関する諸法令を遵守し、委託の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受託者の責任において行うこと。

#### 1-1-7 官公署等への手続き

- (1) 施行に必要な関係官公署及びその他の関係機関への届出等は、受託者において、迅速に処理すること。  
届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により、事前に監督員に報告すること。
- (2) 施行に関して関係官公署、地域住民等と交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、速やかに監督員に報告すること。

#### 1-1-8 軽微な変更

現場の状況などにより、作業位置あるいは部分的に方法を変更するなどの軽微な変更は、監督員と協議の上、施行すること。

#### 1-1-9 関係書類の提出

受託者は、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目(東京都建設局)」に準じて別に定める様式により、定められた期日までに関係書類を提出すること。

関係書類公開アドレス 【 <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/index.html> 】

#### 1-1-10 保険の付保及び事故の補償

- (1) 受託者は、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)及び中小企業退職金共済法(昭和 34 年法律第 160 号)の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
- (2) 受託者は、契約後速やかに「労災保険加入確認書」を東京労働局、又は所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けたのち発注者へ提出すること。
- (3) 受託者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償を行うこと。

#### 1-1-11 臨機の措置

- (1) 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとること。又、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告すること。
- (2) 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的、又は人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、委託目的物の品質・出来形の確保及び期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

#### 1-1-12 疑義の決定等

この標準仕様書に定める事項及び施行の細目について疑義を生じたとき、又はこの標準仕様書に定め

のない事項については、発注者又は監督員と受託者が協議の上、定めるものとする。

## 第2節 着手

### 1-2-1 作業の着手

受託者は、設計図書に定めのある場合を除き、原則として契約確定日の翌日以降速やかに作業に着手すること。

### 1-2-2 着手届の提出

受託者は、作業の着手に先立ち工程表を添付した着手届を提出すること。

### 1-2-3 施行計画書

(1)受託者は、委託の施行に先立ち、委託目的を達成するために必要な手順や方法等についての施行計画書を監督員に提出すること。また、受託者は、施行計画書を遵守して委託の施行に当たること。この場合、受託者は、施行計画書に次の事項について記載する。

- ア 委託概要
- イ 工程表
- ウ 現場組織表
- エ 安全管理
- オ 主要機械等
- カ 施行方法
- キ 施行管理計画
- ク 品質管理(目標樹形等)
- ケ 緊急時の体制及び対応(祝祭日夜間作業時の連絡系統図)
- コ 交通管理及び保安上の措置
- サ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- シ その他

(2)受託者は、施行計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、当該委託の施行前に変更に関する事項について、変更施行計画書を監督員に提出すること。

### 1-2-4 施行計画についての事前協議

特に施行期間を定められたもの、施行時期を逸すると効果が期待できない作業については、監督員と事前に協議すること。

## 第3節 施行管理

### 1-3-1 代理人及び主任技術者(業務責任者)等

(1)受託者は、次の各号に掲げる者を定め、その氏名その他必要な事項を通知すること。

- ア 代理人
- イ 主任技術者(業務責任者)

(2)代理人は、作業中現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、作業等に関し、受託者の一切の権限を行使することができる。

(3)主任技術者(業務責任者)は、建設業法の主任技術者に準ずるものであり、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有するとともに適切な資格・技術力等を有する者であること。又、建設業法に準じ、2,500万円以上の契約では専任とすること。

(4)代理人、主任技術者(業務責任者)は、これを兼ねることができる。

(5)監督員等が常に確認しやすいように腕章等を身に付けること。

#### 1-3-2 施行管理

受託者は、委託の施行に当たっては、施行計画書に示される作業手順により施行し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施行管理を行うこと。

#### 1-3-3 作業の確認

受託者は、施行段階の区切り等、作業の確認を要する時点において、作業完了確認簿により、監督員の確認を受けること。

#### 1-3-4 施行記録写真

(1)受託者は、監督員と協議の上、委託記録写真撮影計画書を提出すること。

(2)作業ごとに施行状況写真を撮影、整理し、監督員の確認を受けること。写真はカラー写真とし、原則として作業前、作業中、作業後の状況を同じ位置、同じ方向から撮影すること。また、必要に応じて拡大写真を撮影すること。

(3)撮影に当たっては、原則として、次の項目を記載した黒板等を被写体とともに写し込むこと。

- ア 委託件名
- イ 撮影日
- ウ 作業名等
- エ 測点(位置)
- オ 設計寸法
- カ 実測寸法
- キ 略図

#### 1-3-5 材料一般

(1)作業に使用する材料は、すべて建設局材料検査実施基準に基づき検査を受け、不合格品がある場合は、ただちに搬出すること。合格品は受託者の責任において整理、保管して使用すること。使用時に損傷又は変質が判明した場合は、新たな材料を用意して再検査を受けること。

(2)使用材料の数量が確認しがたいものは、空袋・空き缶等を整え、監督員の確認を受けること。

#### 1-3-6 発生材料

(1)施行により生じた発生材料は、数量を確認し、所定の様式により、監督員に報告すること。

(2)発生材料については、「東京都建設リサイクルガイドライン（東京都都市整備局）」により適正に処理すること。

#### 1-3-7 施行用機械器具

(1)施行用の機械器具、道具類は、各作業に適するものを使用すること。特に機械器具類の目的外使用は絶対に行わないこと。

(2)病原菌に侵された部位に使用した器具は、使用後ただちに付着物を拭き取り、アルコール等を湿した布等で消毒を行い、乾かしてから使用すること。

### 1-3-8 安全管理

- (1)受託者は、作業における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。
- (2)ガソリン、薬品等の危険物を使用する場合は、その保管及び取り扱いについて、関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講ずること。
- (3)施行に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に損害を与える事故が発生したときには、応急措置及び二次災害防止措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による損害の内容等について、直ちに監督員に報告すること。
- (4)施行にあたり、道路協議書を遵守し、道路並びに道路付属物及び占用物件等(地下埋設物等)を損傷しないように注意すること。万一、損傷した場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡して応急措置をとり、受託者の負担で原形に復旧すること。
- (5)作業機械や道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、速やかに搬出すること。風や通行車両の風圧で道路や近隣に散乱しないように注意すること。
- (6)架空線(高圧線・通信線等)の影響により、作業の安全性が確保できない場合、電力会社・通信会社等との立会いについて、監督員に申し出て、協議すること。

### 1-3-9 過積載の防止

受託者は、剪定枝葉等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

## 第4節 完了

### 1-4-1 後片づけ

受託者は、施行の完了に先立ち、速やかに不要材料及び各種の仮設物を片づけ、かつ、撤去すること。

### 1-4-2 施行の完了

受託者は、施行完了後、速やかに関係書類を点検整備し、所定の手続きを取ること。

## 第2章 清掃

### 第1節 清掃

#### 2-1-1 植ます(並木ます)内清掃・緑地清掃

緑地内、植ます(並木ます)内の小枝、紙くず、空き缶等のごみ類等をほうき類で掃き集めて処理すること。

#### 2-1-2 植ます(並木ます)内ごみ拾い・緑地ごみ拾い

緑地内、植ます(並木ます)内の手で拾える程度の大きさの紙くず・空き缶等のごみ類等を拾い集めて処理すること。

### 2-1-3 落葉清掃

緑地内、植ます(並木ます)内の落葉や小枝等をほうき類で掃き集めて処理すること。

※清掃作業にあたり、大きなコンクリートガラ等や不法投棄されたごみ等については、監督員へ速やかに報告すること。



平成 25 年 4 月

街路樹等維持標準仕様書【緑地清掃編】

東京都建設局公園緑地部計画課  
道路緑化計画係